

鹿児島工業高等専門学校学寮給食業務委託契約書（案）

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構鹿児島工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大島 英夫（以下「甲」という。）と、
〇〇社 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、鹿児島工業高等専門学校の学寮給食業務（以下「給食業務」という。）を委託することに
関し、次のとおり契約を締結する。

- 第 1 条 甲は、鹿児島工業高等専門学校学寮の適正かつ円滑なる運営を図るため、給食業務を乙に委託する。
- 第 2 条 乙は、給食業務の実施にあたり、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令等を遵守し、教育機関における
給食業務であることを十分に認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。
- 第 3 条 給食業務の実施細目は、別に甲の定めるところによる。
- 第 4 条 委託期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
ただし、期間満了時の 3 ヶ月前までに乙から契約更新の申し出があり、甲が業務を審査し、良好で適格であると判断された場
合は、1 年毎延長できるものとし、当初開始日から起算して最長 3 年間を限度とする。
- 第 5 条 甲は、給食業務の委託費として、年額〇〇円を乙に支払うものとする。
- 2 前項の消費税は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、
代金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。
甲は、乙の給食業務の実施を確認のうえ、第 1 項の委託経費を当該期間経過後、乙の適法な請求書を受理した日から 60 日
以内に 1 回で支払うものとする。
- 第 6 条 乙は、給食費として甲の承認した金額を毎月寮生から徴収することができるものとする。
- 第 7 条 給食業務に要した電気料、水道料、電話料、ガス料等は、乙の負担とする。
- 第 8 条 甲は、給食業務に必要な施設及び設備・備品（以下「施設等」という。）として、別に定める施設等は無償で乙に使用させ
るものとする。
- 第 9 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって施設等を使用させなければならない。
- 2 施設等の維持・保全のために必要とする経費は、甲の負担とする。ただし、軽微な費用はこの限りでない。
- 第 10 条 乙は、その責に帰すべき事由により施設等を滅失またはき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 第 11 条 乙は、施設等を給食業務以外に使用しまたは第三者に貸与してはならない。
- 2 乙は、自己の負担において施設等の修繕、模様替等をしようとするときは、甲の承認を受けなければならない。
- 第 12 条 乙は、本契約による給食業務を第三者に実施させてはならない。
- 第 13 条 乙は、その責に帰すべき事由により喫食した者に対して食中毒または伝染病等の被害を与えた時は、被害者に対してその損
害を賠償するものとする。
- 2 乙は前項を履行するため、賠償責任保険に加入しなければならないものとする。
- 第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しなかった時または正当な理由なく甲の指示に従わなかった時は、本契約を解除する
ことができる。
- 2 乙は甲に対し前項の契約解除について、異議の申し立て又は損害賠償請求その他一切の請求をすることはできないものとする。
- 第 15 条 甲または乙が、自己の都合により本契約を解除しようとする時は、3 ヶ月前までに相手方に申し出てその同意を得なければ
ならない。

第16条 委託期間が満了した時または、前2条の規定により本契約が解除された時には、乙は、施設等を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、甲の承認を得た場合はその限りではない。

第17条 この契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは双方間において協議してこれを解決するものとする。

第18条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島工業高等専門学校所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

第19条 この契約に定めのない事項またはこの契約内容に疑義が生じた場合は、甲・乙間において協議のうえ定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙は記名押印の上双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1
独立行政法人国立高等専門学校機構
鹿児島工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 大島 英夫

乙